

## 栃木労働局

### Press Release

報道関係者 各位

平成28年12月14日  
労働基準部健康安全課  
(担当) 課長 吉田 正久  
地方労働衛生専門官 森田 祐一  
電話 028(634)9117

### ストレスチェック制度の実施状況について

ストレスチェック制度(※)は平成27年12月1日から施行され、労働者50人以上の事業場では、平成28年11月末までに初回のストレスチェックを実施する必要があります。

栃木労働局(局長 しろかねとしき 白兼俊貴)では、ストレスチェック制度の実施状況を把握するため、労働者50人以上の規模の事業場270社を対象として、平成28年11月に自主点検(通信調査)を実施し、その結果を取りまとめました(対象事業場数270件、回答件数204件、回収率76%)。

栃木労働局及び各労働基準監督署においては、今後もさらにストレスチェック制度の実施状況の把握を進め、実施が確認できない事業場に対する指導を予定しています。

#### 【自主点検の結果(抜粋)】

(1) ストレスチェック制度の認識状況について

ストレスチェック制度の概要を「知っている」のは198事業場(97%)であり、「知らない」のは、6事業場(3%)となりました。

(2) ストレスチェックの実施状況について

- ストレスチェックを「実施済又は実施中」としたのは、164事業場で実施率は80%となりました。

(「平成28年11月末までに実施予定」とした18事業場を含めれば、182事業場(89%)が、11月末までにストレスチェックを実施(または予定)しています。)

- 事業場規模別の実施率は、「労働者数50～100人」及び「労働者数301人～」の事業場では80%を超えています。が、「労働者数101～300人」の事業場では75%と他の事業場規模と比較して若干低くなっています。

(3) 医師による面接指導の状況について

ストレスチェックを「実施済又は実施中」の164事業場のうち、ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」と判断された労働者からの面接指導の申出状況については145事業場から回答があり、その内訳は、

「申出者あり」 49事業場(34%。49/145事業場。)

「申出者なし」 52事業場(36%。52/145事業場。)

「申出者待ち」 44事業場(30%。44/145事業場。)

となりました。

なお、「申出者あり」の49事業場については、全て医師による面接指導を実施又は実施予定となっています。

○ 添付資料

資料No. 1 ストレスチェック制度の実施状況について

〔別添「ストレスチェック制度自主点検表(兼FAX送付表)」

資料No. 2 ストレスチェック制度導入マニュアル

(パンフレット)

資料No. 3 ストレスチェックをどのように実施すれば良いかお悩みの事業者の方へ

(リーフレット)

※ ストレスチェック制度とは

平成26年6月25日公布の「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)において創設された制度で、労働者に対する「ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査)」及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした制度(労働安全衛生法第66条の10に係る事業場における一連の取組全体を指します)です。